

平成20年4月から

国保の特別徴収（年金天引き）がはじまります

特別徴収とは？

国民健康保険税を受け取る年金から差し引いて納めていただくことです。

| 徴収の区分 | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|-------|--|----|----|--|-----|----|
| | 年金支給月 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 説明 | 前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。 ※従来の暫定分（1期・2期）にあたります。 | | | 前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。 ※従来の本算定分（3期～8期）にあたります。 | | |

特別徴収の対象となる方

世帯主が国民健康保険（国保）に加入している方（擬制世帯主を除く）で、次の①～③をすべて満たす方です。それ以外の方は、今までどおりの納付（普通徴収）となります。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国保に加入している方全員が、65歳から75歳未満であること。
- ②世帯主（納税義務者）が、年額18万円以上の年金を受給されていること。
（ただし、年金は担保に供していないものに限りです。）
- ③国民健康保険税と介護保険料との合計額が年金支給額の1/2を超えていないこと。

※特別徴収の対象になる方には、4月に「特別徴収（年金天引き）開始通知書（仮徴収）」をお送りする予定です。

<参考>世帯の構成による特別徴収・普通徴収の判定例（①によるもの）

- ・特別徴収に該当する世帯
 - 例1 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳
 - 例2 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（社保）40歳
- ・普通徴収（今までどおり）の世帯
 - 例1 世帯主（国保）72歳、妻（国保）63歳
 - 例2 世帯主（後期）78歳、妻（国保）68歳
 - 例3 世帯主（社保）72歳、妻（国保）68歳
 - 例4 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（国保）40歳
※社保：社会保険 後期:後期高齢者医療制度

◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課
☎58-2111（内線1186）